

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

医療法人社団 健裕会 中谷病院  
管理者 中谷 裕司

当院は保険医療機関に指定されています  
保険医療機関番号 4009615

病院長

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

## 入院基本料に関する事項

当院の地域包括ケア病床では、入院患者様 13 人に対して 1 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置し、交代で 24 時間看護を行なっています。患者様の負担による付き添い看護は行なっていません。

## 届出等による医療について

1. 当院は次の施設基準に適合している旨、近畿厚生局長に届出を行なっています。

基本診療料の施設基準等①	
機能強化加算	医療 DX 推進体制加算
療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1）	療養病棟入院基本料注 11 に規定する経腸栄養管理加算
療養病棟入院基本料の注 13 に規定する看護補助体制充実加算 3（50 床）	療養病棟環境加算 1
診療録管理体制加算 3	感染対策向上加算 3
感染対策向上加算の注 3 に規定する連携強化加算	医療安全対策加算 2
医療安全対策地域連携加算 2	病棟薬剤業務実施加算 1
データ提出加算 2・4	入退院支援加算 1 （入院時支援加算・総合機能評価加算含む）
医療的ケア児（者）入院前支援加算	認知症ケア加算 3

基本診療料の施設基準等②	
地域包括ケア入院医療管理料 1	地域包括ケア入院医療管理料 1 における看護補助者配置加算 (10 床)
地域包括ケア入院医療管理料 1 の注 5 に規定する看護補助体制充実加算 3 (10 床)	協力対象施設入所者入院加算
入院時生活療養 (I)・入院時食事療養費 (I)	オンライン診療料
特掲診療料の施設基準①	
がん性疼痛緩和指導管理料	地域包括診療料 1
ニコチン依存症管理料	がん治療連携指導料
薬剤管理指導料	医療機器安全管理料 1
別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援病院	在宅時医学総合管理料 及び施設入居時等医学総合管理料
在宅がん医療総合診療料	CT 撮影及び MRI 撮影(64 列マルチスライス CT)
脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)	廃用症候群リハビリテーション料 (II)
運動器リハビリテーション料 (I)	呼吸器リハビリテーション料 (I)
がん患者リハビリテーション料	人工腎臓
導入期加算 1	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

下肢末梢動脈疾患指導管理加算	胃瘻造設術（経皮的内視鏡視下胃瘻造設術腹腔鏡視下胃瘻造設術を含む。）(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に規定する手術)
往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算	
外来・在宅ベースアップ評価料	在宅時医学総合管理料の注15(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む)及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算
入院ベースアップ評価料	

2. 当院は、入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)に関する特別管理の届出による入院患者様の食事を提供しています。特別管理による食事の提供は管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

病院長

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

## 入院基本料に関する事項

当院の療養病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と9人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時30分～夕方17時まで、  
看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。  
看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- 夕方17時～朝8時30分まで、  
看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。  
看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

病院長

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

## 保険外併用療養費に関する事項 特別の療養環境の提供(室料差額について)

入院にあたり、特別室の利用を希望される方は、別途室料が必要となります。当院での、料金は

下記の通りです。

	差額料金(税込) (1日につき)	病 室 番 号						
特別個室	11,000 円	310 号室						
個室	6,600 円	301 号室	302 号室	303 号室	305 号室	306 号室	307 号室	308 号室

【お願い】

- 上記の室料差額料金が発生する病室に入室される場合は、「特別の療養環境室への入室申込書」を提出して頂きます。
- 入院時に、上記の病室を希望される場合は、病棟看護師へお申し出下さい。
- 入院後に、上記の病室への転室を希望される場合は、病棟看護師へお申し出下さい。
- 料金は、1日ごとの料金となります。1泊の料金ではありません。

令和 元年 10月 1日

病院長

【厚生労働大臣が定める掲示事項】

## 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量・利用回数に応じた実費負担をお願いしております。

(※金額は全て税込による総額)

- 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用  
診断書・証明書等（1通につき 550円～11,000円 種類による）
- ワクチン等の自費薬
- 診療録の開示手数料(閲覧、写しの交付等に係る手数料)
- オンライン診療におけるシステム利用に要する費用及び電話やテレビ画像の送受信に係る費用（一回につき 1,500円）

※詳細につきましては、職員にお尋ねください。

令和 4 年 6 月 1 日

病院長

【厚生労働大臣が定める揭示事項】

## 診療報酬の算定方法に規定する制限回数を超える医療行為に関する事項

標準的算定日数を超えた場合に、一月に 13 単位を超えて維持期のリハビリテーションを行なう

場合は、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除きまして、別途料金が必要となります。

項 目	料金(税込)
運動器リハビリテーション料(I)	2,030 円/1 単位
呼吸器リハビリテーション料(I)	1,920 円/1 単位
脳血管疾患等リハビリテーション料(II)	2,200 円/1 単位

※詳細につきましては、受付までお問い合わせください。

※1 単位は 20 分となります。

令和 5 年 9 月 1 日

病院長



## 【施設の概要】

施設の名称

中谷病院

施設の所在地

姫路市飾磨区細江 2501 番地

## 【管理者】

医療法人社団 健裕会

理事長 中谷 裕司